

八尾市介護保険住宅改修施工事業者受領委任払い取扱確約書

令和 年 月 日

(あて先) 八尾市長

届出者 所在地 _____
事業所名称 _____
代表者氏名 _____ 事業所®

八尾市の介護保険制度における住宅改修費の支給に関して、事業者の登録及び受領委任払いの取り扱いを申し出るにあたり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

1. 平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 95 号に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通知、及び本市の要綱等を遵守します。
2. 被保険者が、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行えるよう支援・施工・調整等を行い、住宅改修を行うことにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めます。
3. 事業にあたっては、八尾市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
4. 要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(受給資格の確認等)

5. 要介護者等から、当該住宅改修を受領委任払いにより取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって八尾市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定をされていること、現に居住する住民票に記載のある住所地の改修であること、給付制限の有無を確認します。

(見積書等の発行)

6. 当該住宅改修を取り扱う場合、その施工に係る費用を見積もり、「見積書」を作成し、要介護者等に発行します。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、個所及び規模、住宅改修に要する費用並びに施工事業者名、連絡先等を明記します。要介護者等より見積書、住宅改修施工前及び施工後の写真その他保険給付を受けるために必要な書類等の交付を求められたときは、無償で交付します。

(住宅改修の施工等)

7. 着工前には八尾市へ「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書」「見積書」「図面」「理由書」「改修箇所の写真」「既製品の価格等がわかるパンフレット」により事前申請が必要となります。要介護者等より依頼があった場合、必ず事前申請で書類審査を受け必要な住宅改修を行います。その際、当該住宅改修の施工等に関して十分に説明を行い、快適な住環境となるよう施工します。

(見積書の内容変更等)

8. 当該住宅改修に関する見積書の記載事項が変わった場合には、速やかに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請変更届」を介護保険課へ届出ます。また、住宅改修の施工の必要がなくなった場合には、速やかに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請取下げ届」を届出ます。

(自己負担額の受領等)

9. 住宅改修費については、事前申請において承認された住宅改修工事完了後、自己負担額の支払いを要介護者等より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しません。また、自己負担額受領後、要介護者等へ領収証を発行します。

(保険給付の受領委任払い請求)

10. 住宅改修費のうち保険給付される分の費用については、要介護者等により保険給付の受領委任された旨の署名・捺印された介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書、領収証（原本）、施工後の写真及び介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書の写しを添付したうえで、保険者に請求します。また、請求にあたって保険給付外の費用を請求しません。

(記録の整備)

11. 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完結の日から2年間保存します。

(通知)

12. 住宅改修を受給する要介護者等が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知します。
- (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、または受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修の納品や設置に関する指示に従わないとき。

(指導・調査等)

13. 市長が必要があると認めた住宅改修の支給に関して指導又は調査のため、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じます。
14. 関係法令、通知、本市の要綱等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従います。

(登録の取消等)

15. 不正な手段による事業者登録、不正な住宅改修費の請求、及びその他遵守事項に違反した場合、以下の取り扱いを受けても異議を唱えません。
- (1) 登録事業者を取り消されること及び市長が定めた取消期間中に登録事業者の登録ができないこと。

(2) 不正に請求し取得した住宅改修費を返還すること。

(苦情処理等)

16. 要介護者等からの苦情または相談があった場合、要介護者等の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。また、苦情に対しては、要介護者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。その他、当事業所において処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処します。

(賠償責任)

17. 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により要介護者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、要介護者等に対してその損害を賠償します。

(秘密保持)

18. 事業者の職員は、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持します。また、職員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

(その他)

19. 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ます。